

毎週火、金曜日発行（但休日相当ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告示 地方公務員給与実体調査票記入要領による市町村番号の決定
- 健康保険法による保険医の登録
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 国民健康保険法によるその他都道府県療養取扱機関となる申出の受理
- 国民健康保険法により申出の受理があつたものとみなされる療養取扱機関
- ◇教委規則 鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則
- 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十三条中「別表第四」を「別表第三」に改める。

別表第二の一のロの3中「一三〇、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円（あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材により応急仮設住宅を設置するときは、五五、〇〇〇円）」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百二号

地方公務員給与実態調査票の様式(昭和三十八年自治省告示第百二号)中地方公務員給与実態調査票(一般職員)(教育職員)(警察官)記入要領別表第二市区町村番号表注(1)により、市区町村番号を次のとおり定める。  
昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市区町村番号	市区町村名	市区町村の呼称
201	鳥取市	とつとりし
202	米子市	よなごし
203	倉吉市	くらよし
204	境港市	さかいみなとし

401	美郷町	いねみちよう
402	日智町	にちなんちよう
403	智頭町	ちづちよう
404	東伯町	とうはくちよう
405	青谷町	あおやちよう
406	河原町	かわはらちよう
407	赤家町	かうげちよう
408	赤松町	あかさかちよう
409	山崎町	みやざかちよう
410	朝高町	けたかちよう
411	大塚町	だいせいちよう
412	名和町	なわちよう
413	若桜町	わかさちよう
414	国府町	くにふちよう
415	大江山町	だいせんちよう
416	淀江町	よどえちよう
417	日野町	ひのちよう
418	東郷町	とうこうちよう

419	西伯町	さいはくちよう
420	八束町	はつとうちよう
421	溝口町	みぞぐちちよう
422	羽合町	はわいちよう
423	中山町	なかやまちよう
424	江府町	こうふちよう
425	北条町	ほうじうちよう
426	関金町	せきかねちよう
427	関本町	もろがせちよう
428	岸本町	きしもとちよう
429	船岡町	ふねおかちよう
430	鹿野町	しかのちよう
431	鹿仙伯町	はくせんちよう
432	公見町	あいまちよう
601	佐治村	さじそん
602	泊村	とまりそん
603	福部村	ふくべそん

鳥取県告示第四百三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録番号	登録年月日
高橋 利雄	鳥取市三津八七六	鳥医九八九	昭和三十八年七月四日
福田 正彦	西伯郡大山町今在家	九九〇	七月六日
板倉 幸	日吉津村	九九一	七月十二日
萩原 海蔵	鳥取市東品治町二一一	鳥医二三四	七月八日
堀田 浩	〃	二三五	〃

鳥取県告示第四百四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による収入証紙小売さばき人の指定を次のとおり取消したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定番号及び指定年月日 小売さばき人 住 所 売さばき場所 取消年月日

二六 昭二八、七、一 大成農業協同組合 岩美郡国府町大字中河 岩美郡国府町大字中河 昭三八、六、三〇  
長理事 山本 巽 原六九の一 原六九の一

鳥取県告示第四百五号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定に基づき、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定番号 小売さばき人 住 所 売さばき場所 指定年月日

三二二 国府町農業協同組合 岩美郡国府町大字町 岩美郡国府町大字中河原六九の一 昭三八、七、一  
組合長理事 倉益 脩平 屋三〇四番地 国府町農業協同組合 中河原支所

鳥取県告示第四百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	法第三十七条第五項による都道府県名	同上受理年月日
医療法人同愛会博愛病院	米子市加茂町一丁目	全 国	昭和三八、六、一
平田歯科医院	錦町二丁目	"	六、八
労働福祉事業団山陰労災病院	皆生一、四八〇番地	"	六、一
西伯病院	鳥取県西伯郡西伯町	"	"

鳥取県告示第四百七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年七月二十六日

療養取扱機関名 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 医療法人同愛会博愛病院 所 在 地 同上受理年月日  
 米子市加茂町一丁目 昭和三八、六、一  
 平田歯科医院 // 錦町二丁目 // 六、八

### 教育委員会規則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則  
 をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則

第二条の表中

鳥取県立鳥取ろう学校	小学部	小学校に準ずる	六年	鳥取市立川町五丁目
	中学部	中学校に準ずる	三年	
	高等部	職業課程 木工科、表具科、被服科	三年 四五	

鳥取県立盲学校、ろう学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
 この規則中「生徒定員」を「収容定員」に改める。  
 目次中「第五章教育課程および授業時間数」を「第五章教育課程および授業時間数等」に改める。

を

に改める。

鳥取県立鳥取ろう学校	幼稚部	幼稚園に準ずる	一年	鳥取市立川町五丁目
	小学部	小学校に準ずる	六年	
	中学部	中学校に準ずる	三年	
高等部	職業課程 木工科、表具科、被服科	三年 四五		

「第五章 教育課程および授業時間数」を「第五章 教育課程および授業時間数等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(教育課程および授業時間数等)

第十一条 学校の教育課程および授業時間数または教育時間数は、校長が学習指導要領または幼稚園教育要領の基準により編成し、教育委員会の承認を受けて定める。

第十五条に次の一項を加える。

2 校長は、所定の課程を修了したと認められた幼児に対して、修了証書(別記第一号様式の二)を授与しなければならない。

ばならない。

第十六条第一項中「および別科」を「、別科および幼稚部」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 幼稚部に入学者の資格を有する者は、学校教育法第八十条の規定に該当する者とする。

第十九条の見出しを「(入学手続)」に改め、同条中「および別科」を「、別科および幼稚部」に改める。

第二十二条(見出しを含む)中「児童生徒」を「児童、生徒、幼児」に改める。

第一号様式の次に次の様式を加える。

第一号様式の二

修了証書

印

幼稚園の課程を修了したことを証する

氏名 年月日生

年 月 日

鳥取県立 学校長 氏名 印

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「司書補」を「司書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年六月十六日から適用する。

人事委員会規則

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十一号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「七万二千元」を「七万二千元」に、「五千九百元」を「六千元」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（農業改良普及手当の支給）

第十四条の二 農業改良普及手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。

2 第十三条の二第一項の規定は、農業改良普及手当の支給額の計算の基礎となる給料月額にこれを準用する。

3 前二項に規定するもののほか、農業改良普及手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

する。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

2 昭和三十八年四月一日からこの規則施行の日の前日までの間において、改正後の職員の給与に関する規則第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給の対象となる者に対する職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第九条第二項の規定の適用については、同条同項中「その事実が生じた日」とあるのは「改正後の職員の給与の支給に関する規則第九条第二項第二号の規定の適用により支給該当者となつた日」と、「これにかかると実の生じた日」とあるのは「この規則施行の日」と読み替えるものとする。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日  
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午  
鳥取県人事委員会規則第三十二号

職務の等級の分類の基準に関する規則の  
一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 一等級

イ 別表第二の一等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第二の二等級欄に掲げる職のうち、職務の

複雑困難及び責任の度がイと同程度の職の占める

職務

二 二等級

イ 別表第二の二等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第二の三等級欄に掲げる職のうち、職務の

複雑困難及び責任の度がイと同程度の職の占める

職務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年七月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する

規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号を次のように改める。

二 公安職給料表の適用を受ける職員

(1) 等級分類基準の規則第二条第二項第二号イに規

定する職

十二号給

(2) 等級分類基準の規則第二条第二項第三号イに規定する職

十四号給

(3) 等級分類基準の規則第二条第二項第四号イに規定する職

十六号給

(4) 等級分類基準の規則第二条第二項第五号に規定する職

十七号給

第八条の四第一項第三号及び第四号中「第二号又は第三号(1)若しくは第四号」を「第三号(1)又は第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。